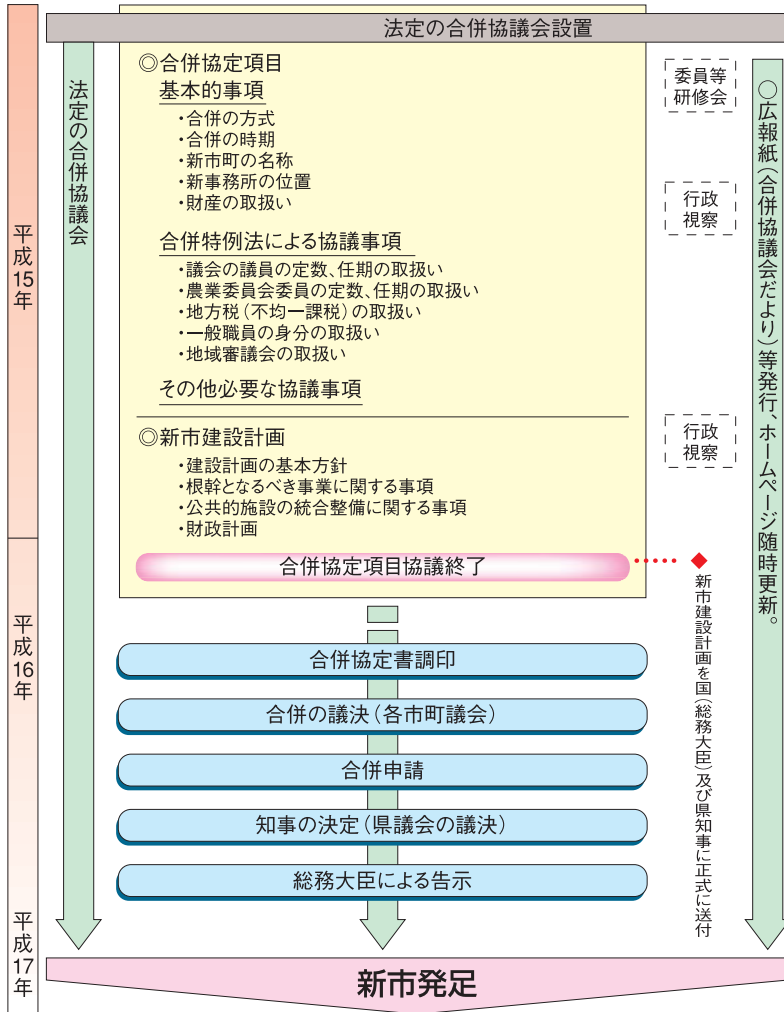


久留米広域合併協議会スケジュール



●合併協議会とは

合併特例法では、合併協議会について「合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成」と「その他市町村の合併に関する協議」を行うために設置される組織と規定しています。

今後、協議会では概ね20～30の合併協定項目にまとめ上げ、1市4町へ提示します。

合併協定項目の区分は下記のとおりです。

1. 基本的事項：最も重要で基本的な協議事項
 - (1) 合併の方式 (新設・編入)
 - (2) 合併の期日
 - (3) 新市の名称
 - (4) 新市の事務所の位置
 - (5) 財産の取扱い
2. 合併特例法による協議事項：合併前に協議しておくべき事項で特例法で規定しているもの
 - (1) 議会議員の定数・任期の取扱い
 - (2) 農業委員会委員の定数・任期の取扱い
 - (3) 地方税 (不均一課税) の取扱い
 - (4) 一般職の職員の身分取扱い
 - (5) 地域審議会の取扱い
3. その他必要な協議事項：住民への影響や政策的な要素を考慮して協議会が決定した事項
4. 新市建設計画：新市の建設を効果的に推進することを目的とした計画
 - (1) 新市の建設の基本方針
 - (2) 新市の建設の根幹となるべき事業に関する事項
 - (3) 公共的施設の統合整備に関する事項
 - (4) 新市の財政計画

主な質疑応答

協議会だより」の発行やホームページの開設などが承認されました。
●第5号議案・平成14年度予算
 広報紙の発行にかかる経費や協議会委員への報酬など歳入歳出予算総額880万3千円の予算が承認されました。

【質疑】 法定協議会で作成される新市建設計画には、任意協議会で作成した「新市まちづくり構想」の内容はどのよう

【回答】 「新市建設計画」は、基本構想部分と基本計画部分から構成されます。任意協議会の中で協議され策定した「新市まちづくり構想」は「新市建設計画」の基本構想に反映していきま

【質疑】 小委員会の付託事項の想定は

【回答】 想定事項は、現在のところはありませんが、いろいろな場合が予想され

【質疑】 協議会が認められないような、細かいことなどに対して、委員が意見・要望等をお願いする場合はどうしたらよいか。

【回答】 本協議会内でご意見いただくことはもちろんのこと、各市・町における合併担当、あるいはその事業を担当する部署にご意見いただけます。皆さんからいただいた、ご意見・ご要望はできるだけ取り上げ、幹事会、協議会等に報告していきたいと考えます。